

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画提案書等について審査を行い、予算の範囲内で、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件として選定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、次項に定める選定委員の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの二者を採択案件として選定する。ただし、事業を遂行するに当たって必要な経営基盤に特別の問題が認められる場合には、次点の者を採択案件として選定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、文化庁に設置された条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育事業企画選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は、下記の各評価項目について、評価基準による5段階評価等とし、選定委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- ② 外国人及び外国人の子供に対する日本語教育について、実績及び専門的知見を有すること。
- ③ 難民に対する支援について、実績及び専門的知見を有すること。
- ④ 外務省予算で実施される「難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算で実施される「難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等との連携・協力を行うことが可能であること。
- ⑤ 関係団体等との連携・協力体制を構築することが可能であること。
- ⑥ 学習教材の作成が可能であること。

2 事業内容に関する評価

- ① 仕様書に記載されている事項を、理解している企画内容であること。
- ② 企画提案書において、事業実施に関する具体的な計画案が用意されており、事業の成果が確実に見込まれること。
- ③ 受講者の安全及びプライバシーを確実に保護できること。
- ④ 提案内容に対して、効率的で妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1 審査項目（１）及び（２）については、以下の評価基準により５段階評価を行う。

優れている＝５点 やや優れている＝４点 普通＝３点
やや劣っている＝２点 劣っている＝１点

2 審査項目（３）については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝０．５点
- ・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点
- ・認定段階３＝１．５点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．２点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定（旧基準）（※１）＝０．５点
- ・くるみん認定（新基準）（※２）＝０．７点
- ・プラチナくるみん認定＝１点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝１点

○上記に該当する認定等を有しない＝０点

※１ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第２条第３項の規定による経過措置により認定）。

※２ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。

IV 選定委員の遵守事項

1 審査の公正、公平性の確保

選定委員は、申請する団体から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当者にそのことを申し出なければならない。また、選定委員と申請する団体の間に利害関係が生じている場合は、原則として、３ 利害関係者に対する審査のとおり取り扱うものとする。

2 利害関係者の範囲

- ① 申請する団体の企画提案書の中に、何らかの形で選定委員自身が参画する内容の記

載があった場合

- ② 選定委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 選定委員自身が、過去5年以内に申請する団体から寄付を受けている場合
- ④ 選定委員自身が、過去5年以内に申請する団体と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を選定委員自身が受けている場合
- ⑤ 選定委員自身と申請する団体との間に、過去5年以内に取引が有り、かつ競争参加者からその対価を選定委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 選定委員自身が、申請する団体の発行した株式または新株予約権を保有している場合

3 利害関係者に対する審査

選定委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は事務担当者に申し出なければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。

- ① 選定委員と申請する団体との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合
選定委員は、その利害関係を有している申請する団体の審査から外れなければならない。
- ② それ以外の関係性を有している場合
選定委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、申請する団体（申請する団体が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も、その申請する団体の審査から外れなければならない。
(申請する団体との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性の例)
 - ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ・緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
 - ・大学、国立研究開発法人等の研究開発期間において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
 - ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
 - ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係
- ③ 選定委員の再選定
選定委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、該当する選定委員を選定し直さなければならない。

4 秘密保持

選定委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び企画書等書類を提出した団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、選定委員として取得した情報（企画書等書類の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。

評価項目	点数	評価基準				
		優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1-①	5	5	4	3	2	1
1-②	5	5	4	3	2	1
1-③	5	5	4	3	2	1
1-④	5	5	4	3	2	1
1-⑤	5	5	4	3	2	1
1-⑥	5	5	4	3	2	1
2-①	5	5	4	3	2	1
2-②	5	5	4	3	2	1
2-③	5	5	4	3	2	1
2-④	5	5	4	3	2	1
3	1.5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階3＝1.5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点 <p>○<u>次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定（旧基準）（※2）＝0.5点 ・くるみん認定（新基準）（※3）＝0.7点 ・プラチナくるみん認定＝1点 <p>○<u>青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝1点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※1 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p> <p>※2 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。</p> <p>※3 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。</p>				